

## 国保京丹波町病院在宅酸素供給装置等の保守点検委託及び賃貸借契約仕様書

- 1 業務名 国保京丹波町病院在宅酸素供給装置等の保守点検委託及び賃貸借業務
- 2 契約期間 平成24年6月1日から平成26年5月31日まで  
地方自治法第234条の3及び京丹波町長期継続契約に関する条例第2条第3号に基づく長期継続契約
- 3 契約内容 (1) 酸素濃縮装置・携帯用酸素ボンベの納品・設置・回収・修理を行う。  
(2) 24時間365日緊急サポートを行う。  
電話対応にて改善しない場合は、すみやかに利用者宅まで伺う。  
(3) 代替機無償レンタルサービスを行う。  
(4) 消耗品無償交換サービスを行う。  
(5) 毎月、酸素濃縮装置、消耗品等の定期点検を行う。  
(6) 定期点検結果報告書（作業報告書）を国保京丹波町病院に提出する。  
(7) 利用者宅訪問時及び利用者宅からの電話で利用者の状態悪化を知った際は速やかに国保京丹波町病院に報告を行う。  
(8) 患者様及びご家族への機器取扱説明及び火気等の安全指導を行う。  
(9) 利用者が国内旅行を行う際、適切に対応を行う。
- 4 オプション 呼吸同調式デマンドバルブ設置
- 5 必須条件 (1) 上記3契約内容をすべて満たすことが可能である。  
(2) 在宅人工呼吸器（CPAP含む）の賃貸借契約が可能である。  
(3) 終夜睡眠ポリグラフィー（携帯用）検査（結果報告含む）が可能である。  
(4) 上記（2）（3）は再委託可能とするが、在宅酸素濃縮装置と在宅人工呼吸器の互換性が問題ないものとする。
- 6 その他 本案件は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3の規定による長期継続契約のため、次年度に当該案件に係る歳出予算について 減額又は削除があった場合は、本契約を変更し、又は解除することができるものとする。